印度學佛教學研究第四十四巻第二号　平成八年三月

親鸞と『大集経』

林　智康

一

私はすでに親鸞の著述における引用文の中で、『大無量寿経』[1]・『華厳経』[2]・『涅槃経』[3]・『往生論註』[4]・『観経四帖疏』[5]・『選択集』[6]等の引用文について論述してきた。この論稿においては、「親鸞」と『大集経』と題して、親鸞の著述における『大集経』の引用文について考察してみたい。

『大集経』についてみると、詳しくは『大方等大集経』六十巻である。前二十六巻と「日密分」三巻は北涼の曇無讖訳、「無尽意菩薩品」四巻は宋の智厳・宝雲共訳、「日蔵分」十二巻・「月蔵分」十一巻・「須弥蔵分」二巻・「十方菩薩品」二巻は隋の那連提耶舎訳とされ、隋の僧就が一部としてまとめた。釈尊が十方の仏・菩薩や諸天を集めて大乗法を説いたとされ、空思想を加えているが密教的要素が強い。

親鸞の著述である『教行信証』・『入出二門偈』・『正像末和讃』に、『大集経』からの引用文がみられる。それぞれ一覧表にすれば左記に示すごとくになる。

まず、(A)『教行信証』における『大集経』の引用文の中で、(a)正引、すなわち直接引用したものは十文、(b)子引、すなわち間接引用したものは九文ある。後者は道綽著の『安楽集』及び最澄撰といわれる『末法灯明記』を通して、間接的に引用されたものである。そして、(B)その他の著述における『大集経』の引用文は三文あり、『入出二門偈』は一文で『安楽集』を通した子引である。また『正像末和讃』は二文でともに『末法灯明記』を通した子引である。

○親鸞の著述と『大集経』の引用

『教行信証』・『入出二門偈』・『正像末和讃』……『真宗聖教全書』第二巻、『安楽集』……『真宗聖教全書』第一巻、『末法灯明記』……『伝教大師全集』第三巻、『大集経』……『大正新脩大蔵経』第十三巻（表中の数字はそれぞれ頁数を示す）

(A) 『教行信証』における『大集経』の引用文

(a) 教行信証（正引・直接引用）

				大集経	
一	化巻（末）	外教釈	175	布置星宿（置星分時）	巻42 日蔵分第八 星宿品 282・a～b
二	化巻（末）	外教釈	177	魔女帰仏	巻43 日蔵分第十 念仏三昧品 284・c～285・c
三	化巻（末）	外教釈	178	魔王帰仏	巻45 日蔵分第十三 護塔品 295・c～296・a
四	化巻（末）	外教釈	179	十種功徳	巻50 月蔵分第八 諸悪鬼神得敬信品 334・b～c
五	化巻（末）	外教釈	179	悪神帰敬	巻51 月蔵分第八 諸悪鬼神得敬信品 340・b・341・a
六	化巻（末）	外教釈	180	天王護持	巻51 月蔵分第九 諸天王護持品 341・c～344・a
七	化巻（末）	外教釈	188	諸魔帰敬	巻52 月蔵分第十 諸魔得敬信品 345・a～346・a
八	化巻（末）	外教釈	189	天王護持	巻52 月蔵分第十一 提頭頼吒天王護持品 346・c
九	化巻（末）	外教釈	189	毘沙門護持	巻52 月蔵分第十四 毘沙門天王品 350・a
十	化巻（末）	外教釈	189	護持正法・護持仏弟子	巻53 月蔵分第十六 忍辱品 354・a～b・355・b～c

(b) 教行信証（子引・間接引用）

				安楽集・末法灯明記		大集経	
一	信巻（末）	真仏弟子釈	76	説聴方軌	安楽集巻上 379	巻11意 海慧菩薩品	73・c
二	化巻（本）	要門釈	153	浄土一門通入	安楽集巻上 410	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b
三	化巻（本）	聖道釈	167	五箇五百年説	安楽集巻上 378	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b
四	化巻（本）	聖道釈	168	浄土一門通入	安楽集巻上 410	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b
五	化巻（本）	聖道釈	169	五箇五百年説	末法灯明記 410～417	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b
六	化巻（本）	聖道釈	170	無戒満州	末法灯明記 418	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	364・a
七	化巻（本）	聖道釈	171	八無価宝	末法灯明記 418～419	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・b
八	化巻（本）	聖道釈	173	名字比丘	末法灯明記 423～424	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・b
九	化巻（本）	聖道釈	174	涅槃印	末法灯明記 424	巻54意 月蔵分第十六 忍辱品	359・b～354・a～b

(B) その他の著述における『大集経』の引用文

	その他の著述		大集経	
(a)	『入出二門偈』	483	浄土門開示の教証	（浄土一門道入）	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b
(b)	『正像末和讃』第四首	517	末法覚醒の根拠	（五箇五百年説）	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b
(c)	『正像末和讃』第十首	517	末法覚醒の根拠	（五箇五百年説）	巻55意 月蔵分第十七 分布閻浮提品	363・a～b

二

初めに（A）『教行信証』における『大集経』の引用文の中、（b）教行信証（子引・間接引用）の方から見ていきたい。九文中、『安楽集』が四文、『末法灯明記』が五文ある。そして第一文の信巻（末）真仏弟子釈の説聴方軌の文を除いて、他の八文はすべて末法思想に関する文である。

親鸞は『教行信証』化巻（本）に三願転入を述べた後に、[7]

信に知んぬ、聖道の諸教は在世正法の為にして、全く像末・法滅の時機にあらず、已に時を失し機に乖けるなり。浄土真宗は、在世正法、像末法滅、濁悪の群萌、斉しく悲引したまふをや。

と、前者の聖道の諸教が、在世・正法の時機に相応するだけで、像法・末法・法滅の時機に不相応であり、後者の浄土真宗のみが、在世、正法・像法・末法の三時及び法滅のすべての時機に相応すると述べている。前者の聖道の教えが像法・末法・法滅の時機に不相応であるということは、道綽の『安楽集』や最澄の撰と言われる『末法灯明記』の影響によるが、後者の浄土真宗の教えが在世、正・像・末の三時、法滅を通してすべての時機に相応するということは、法然の『選択集』の影響によると思われる。[8]

『安楽集』上巻の第三大門「聖浄二門判」[9]において、聖道門の証し難きことと往生浄土門の通入すべきことを述べている。そこに二由一証として、二つの理由と一つの証明の文が見られる。二由とは、一つは大聖釈尊が涅槃に入られてからすでに長い年月が経っている、二つには仏教の道理は深いにもかかわらず衆生の領解はわずかなものである、という理由である。また一証とは『大集月蔵経』（『大集経』巻五五意月蔵分第十七分布閻浮提品）の「我が末法の時の中に億億の衆生、行を起し道を修せんに未だ一人も得る者あらず。当今は末法にして、現に是れ五濁悪世なり、唯浄土一門ありて通入すべき路なり」という文で、末法の時代には行を起し道を修する聖道の教えは誰も証ることができず、ただ浄土一門のみ証りに通入できる路であると述べる。親鸞は『教行信証』の化巻（本）要門釈と聖道釈に二由を引かず、一証の『大集経』月蔵分第十七分布閻浮提品の文をそれぞれ引用して「浄土一門通入」を示している。

また『安楽集』上巻の第一大門「教興所由」[10]において、教が時機に相応すれば修し易く悟り易いが、教が時機に不相応なれば修し難く悟りに入ることは難しいと述べ、その後に『大集月蔵経』（『大集経』巻五五意月蔵分第十七分布閻浮提品）の五箇五百年説の文を引かれる。すなわち「仏滅度の後の第一の五百年には、我が諸の弟子慧を学ぶこと堅固を得ん。（解脱堅固）第二の五百年には、定を学ぶこと堅固を得ん。（禅定堅固）第三の五百年には、多聞・読誦を学ぶこと堅固を得ん。

（多聞堅固）第四の五百年には、塔寺を造立し福を修し懺悔すること堅固を得ん。（造寺堅固）第五の五百年には白法隠滞して多く諍訟あらん。微しき善法ありて堅固を得ん（鬪諍堅固）と。」とあるが、道綽は第四の「造寺堅固」の語の後に『大集経』の原文にない「修福懺悔」の語をつけ加えている。さらに後に自ら、「今の時の衆生を計るに即ち仏世を去りたまひて後の第四の五百年にあたれり。正しく是れ懺悔し福を修し仏の名号を称すべき時の者なり。もし一念阿弥陀仏を称するに、即ち能く八十億劫の生死の罪を除却せん。」と、道綽の時代は第四の五百年である「造寺堅固」にあたり、懺悔修福と称名を勧め、さらに称名による滅罪を述べている。親鸞は化巻（本）の聖道釈にこの『安楽集』にある『大集経』月蔵分第十七分布閻浮提品の文を引用して「五箇五百年説」を示している。

さらに親鸞は『末法灯明記』(11)にある『大集経』月蔵分第十七分布閻浮提品の諸文を引用することによって、「五箇五百年説」、「無戒満州」、「八無価宝」、「名字比丘」を、また月蔵分第十六忍辱品の文の引用によって「涅槃印」を示している。「無戒満州」とは末法の時代には持戒や破戒の者はなく、無戒の者が州に満ちているという意味である。「八無価宝」は八重の無価の真宝のことで、あたいをつけることができないほど貴い宝の意味で、それぞれ正法・像法・末法の時代によって無価の宝は異なる。「八無価宝」は如来・縁覚・声聞・前三果（声聞道のさとりの階位である預流・一来・不還・阿羅漢の四果の中の前三つ）・得定の凡夫（四禅・四無色定の禅定を修得した人）・持戒の比丘・破戒の比丘・無戒名字の比丘の八つで、初めの四つは（如来・縁覚・声聞・前三果）、正法時代の無価の宝であり、次の三つは（得定の凡夫・持戒の比丘・破戒の比丘）、像法時代の無価の宝であり、そして後の一つは（無戒名字の比丘＝戒律も無い名ばかりの出家者）、末法時代の無価の宝であると述べる。「涅槃印」とはたとえ無戒名字の比丘でも涅槃寂静印（三法印の一つ）をさとることができるという意味を示す。

したがって親鸞は、『安楽集』や『末法灯明記』の中に説かれる『大集経』の文を通して、三時思想と五箇五百年説との関連を認め、道綽の末法時代にこそ往生浄土門の教えが相応するという限定された考えにとどまらず、三時思想を超えて在世・正法・像法・末法・法滅を通して、浄土真宗は永遠なる教法であることを強調されたものと考えられる。

次に（B）その他の著述における『大集経』の引用文の中では（a）『入出二門偈』（八十四歳著）に、

道綽和尚解釈して曰く　『大集経』に言く我が末法に　行を起し道を修せむ一切衆　未だ一人も獲得の者あらじと　（中略）当今は末法にして是れ五濁なり　唯浄土ありて通入すべしと

と、『安楽集』にある『大集経』月蔵分第十七分布閻浮提品によって「浄土一門通入」を述べる。また（b）『正像末和讃』三時讃（八十五歳著）第四首に、

『大集経』にときたまふ　この世は第五の五百年　鬪諍堅固なるゆへに　白法隠滞したまへり

とあり、さらに『同』第十首に、

末法第五の五百年　この世の一切有情の　如来の悲願を信ぜずば出離その期はなかるべし

とある文は、『安楽集』や『末法灯明記』の『大集経』月蔵分第十七分布閻浮提品によって「五箇五百年説」を述べる。

三

続いて（A）『教行信証』における『大集経』の引用文の（a）教行信証（正引・直接引用）を見ると、十文が引用されている。

第四文の『大集経』月蔵分第八諸悪鬼神得敬信品には邪見を遠離する因縁により十種功徳を獲るとあるが、その中に、「三つには三宝を帰敬して天神を信ぜず。四つには正見を得て歳次日月の吉凶を択ばず。」と、仏宝・法宝・僧宝の三宝を帰敬して天神を信じないという神祇不拝[12]、及び正見を得て吉良日を選択しないことを述べている。このことは化巻（末）の冒頭にある『涅槃経』や『般舟三昧経』の文と一致する。これに対して、他の『大集経』の九文の引用文は神祇護持[13]や悪神魔界帰敬を述べている。

第一文―布置星宿

我れ諸の衆生を安楽するをもっての故に、星宿（星座）を布置す。

かくの如きの法用（星宿の運行や季節等の法則とその用き）、日夜刹那及び迦羅時（千六百刹那）、大小星宿、月半（一日より十五日まで）月満（十六日より月末まで）年満（十二ヵ月）の法用、更に衆生能く是の法を作すことなけむ。みな悉く随喜し我らを安楽にす。善いかな大徳、衆生を安隠す。

またまた四天大王（東方持国天・南方増上天・西方広目天・北方多聞天＝毘沙門天）を須弥山の四方面所に安置す。おのおの一王を置く。（中略）四方四維みな悉く一切洲渚及び諸の城邑を擁護す、また鬼神を置いてこれを守護せしむ。

第二文―魔女帰仏

如来今涅槃道を開きたまへり、女かしこに往きて仏に帰依せんと欲すと。

もし衆生ありて仏に帰すれば　彼の人千億の魔に畏れず　いかにいはんや生死の流れを度せんと欲ふ　無為涅槃の岸に到らむ

第三文―魔王帰仏

時に魔波旬、その眷属八十億衆と、前後に圍遶して仏所に往至せしむ。到りをはりて接足して世尊を頂礼したてまつる。

願はくはわれ今日世の導師を供養し恭敬し　尊重したてまつると

ころなり　諸の悪は永く尽してまた生ぜし　寿を尽すまで如来の法に帰依せんと

第五文―悪神帰敬

その時に世尊、彼の諸の悪鬼神衆の中にして法を説きたまふ。

（中略）彼の悪鬼神は、昔仏法において決定の信を作せりしかども、彼後の時において悪知識に近づきて、心に他の過を見る。この因縁をもって悪鬼神に生まると。

第六文―天王護持

大徳婆伽婆（世尊＝釈尊のこと）、過去の天仙（佉盧虱吒という仙人の名、釈尊の前身といわれる）この四天下を護持し養育せしが故に、また皆かくのごとき分布安置せしむ。

この故に願はくは仏この閻浮提の一切国土において、彼の諸の鬼神分布安置したまへ。護持のための故に、一切の諸の衆生を護らんがための故に。

また世間を護らんがための故に、この閻浮提所集の鬼神をもって、分布安置す、護持養育すべしと。

第七文―諸魔帰敬

その時にまた百億の諸魔あり、ともに同時に座よりして起ちて、合掌して仏に向かひたてまつりて、仏足を頂礼して仏にまうしてまうさく、世尊、我らまたまさに大勇猛を発して、仏の正法を護持し養育して、三宝の種を熾燃ならしめて、久しく世間に住せしむ。今地の精気（五穀をみのらせる土地のすぐれた力）、衆生の精気（生きとし生けるもののもつ生命力）、正法の精気（仏法僧の三宝のもつ功徳力）、皆悉く増長せしむべし。

第八文―天王護持

大徳婆伽婆、我らおのおのおのれが天下にして、懃に仏法を護持し養育を作さむ。三宝の種熾然として久しく住し、三種の精気皆悉く増長せしめんと。

第九文―毘娑門護持

我今また上首毘沙門天王と、同心にこの閻浮提と北方との諸仏の法を護持すと。

第十文―護持正法・護持仏弟子

まさに諸仏の正法を護持す、これよりまさに無量の福報を得べし。我がために出家し、鬚髪を剃除して、袈裟を被服せむ、たとひ戒を持たざらんも、彼ら悉くすでに涅槃の印のために印せらるるなり。

その時にまた一切天・龍、乃至一切迦吒富単那（奇臭鬼・極臭鬼）、人・非人等ありて、皆悉く合掌してかくのごとく言を作さく。我ら一切声聞弟子、乃至若しまた禁戒を持たざれども鬚髪を剃除し袈裟を片に着む者において、師長の想を作さむ、護持養育して諸の所須（必要とする物）を与へて乏少なからしめむ。

上述した一連の『大集経』の文は、一切の国々、一切の衆生、仏法を行ずる者を、それぞれ諸の鬼神が護持し、悪神・諸魔までが仏に帰敬し、仏法を護持養育して、三宝の種を長く世に住めることを述べている。

親鸞は『浄土和讃』の中にある「現世利益和讃」（七十六歳著）の第五首から第十二首[14]までに念仏者に対する神祇護持を述べている。これらの文は『金光明経』と『金光明最勝王経』及び善導著の『観念法門』によっているが[15]、正しく『大集経』の神祇護持の文と一致する。第十首和讃の他化自在天（第六天）の大魔王は、釈尊の成道を邪魔したが、後に仏に帰依して念仏者の守護を誓ったから善鬼神の護持の後に出されたのであろう。第十一首和讃は天神地祇の護持をまとめ、第十二首和讃は天地の悪鬼神の畏怖を述べる。第十二和讃は前の第十一首和讃の反顕として述べられているので、これも神祇護持の中に入れて考えられる。

『歎異抄』第七章に「念仏者は無碍の一道なり。そのいはれいかんとならば、信心の行者には、天神・地祇も敬伏し、魔界・外道も障碍することなし。」とある文も、『大集経』や「現世利益和讃」の文を承けて、真実信心を獲得した念仏者には、善鬼神は護持し悪鬼神は畏怖する、さらには魔界・外道の者も妨げることができないと述べる。

1　拙稿「『教行信証』と『大無量寿経』」（『印度学仏教学研究』第二十七巻第二号、昭和五十四年三月）
2　拙稿「親鸞と『華厳経』」（『佐賀龍谷短期大学紀要』第二十九号、昭和五十八年二月）
3　拙稿「親鸞の涅槃経観」（『印度学仏教学研究』第二十一巻第二号、昭和四十八年三月）、拙稿「親鸞と『涅槃経』―肉食妻帯に関して―」（『印度学仏教学研究』第二十二巻第二号、昭和四十九年三月）
4　拙稿「『教行信証』における『論註』の引用について」（『宗学院論集』第四十五号）
5　拙稿「親鸞における善導著述の引用文」（『龍谷大学論集』第四三三号平成元年二月）
6　拙稿「『選択集』と『教行信証』」（『平安学園研究論集』第二十四号　昭和五十五年六月）
7　『真宗聖教全書』二巻・一六六頁（以下『真聖全』と略する）
8　拙稿「親鸞聖人における時機観」（『日本仏教学会年報』第四十九号）三六一頁参照。
9　『真聖全』一巻・四一〇頁。
10　『真聖全』一巻・三七八頁。
11　『伝教大師全集』第三巻・四一六―四二四頁。
12・13　拙稿「親鸞の神祇観」（『九州龍谷短期大学紀要』第三十二号、昭和六十一年三月）一五―二四頁参照。
14　『真聖全』二巻・四九八頁。
15　拙稿「親鸞聖人における現世利益観」（『仏教文化』第二号、昭和六十一年三月、九州龍谷短期大学仏教文化研究所刊）二一―二四頁参照。

〈キーワード〉　末法思想、五箇五百年説、神祇護持

（龍谷大学教授）